

公益財団法人身体教育医学研究所

評議員選任等委員会運営規程

公益財団法人身体教育医学研究所
規 程 第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人身体教育医学研究所定款第12条の規定に定める評議員選任等委員会の運営規程について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、定款第12条2項の規程に定める5名の委員で構成される。

2 委員会の委員は、代表理事がその都度委嘱する。

(招集)

第3条 委員会は、代表理事が招集する。

(議長)

第4条 委員会の議長は、委員会においてその都度互選により出席した委員の中から選定する。

(決議)

第5条 委員会の決議は、定款第12条6項に定める通り、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第6条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(委員に対する報酬等)

第7条 委員に対する報酬は、評議員及び役員等報酬規程に準じて支給する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。

(報告)

第9条 委員会において、評議員の候補者を決定した場合は、委員長は代表理事にその結果を報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 13 日から施行する。